

厚生労働科学研究費補助金（障害者対策総合研究事業）
分担研究報告書

補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関するアンケート調査

研究分担者 山田 英樹 国立障害者リハビリテーションセンター研究所
障害福祉研究部 障害福祉研究部長
研究分担者 筒井 澄栄 創価大学文学部
教授

平成30年度4月より、補装具費支給制度の取扱いについては、購入並びに修理に加え、借受けに係る費用が支給されることになった。これを受け、借受け導入後の課題の把握とその対応案等を検討することを目的として、全国を8ブロックに分け、それぞれのブロックより抽出した更生相談所に対して補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関する調査を実施した。

借受け導入後の課題を的確に把握するために、補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関する調査を実施した。あわせて借受け制度に限らず、児童への支給決定上の課題に関する調査も実施した。

補装具の借受け制度は、利用者の「成長や病気の進行に伴う短期交換・利用を想定しており」機器の効果的な利用を促進するとともに、とともに導入後に不具合時の費用未発生、複数の利用者に活用できる事で廃棄数の減少、利用者や福祉用具を給付する自治体にとって経済的にも環境に優しい制度として考えられているものの、補装具製作事業者、メーカー、販売店にとっては、下記の課題に対する方策がまだ見いだせていないのが現状であることが明らかとなった。

A. 研究の目的

平成30年度4月より、補装具費支給制度の取扱いについては、購入並びに修理に加え、借受けに係る費用が支給されることになった。これを受け、借受け導入後の課題の把握とその対応案等を検討することを目的として、更生相談所に対して補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関する調査を実施した。

また、借受け導入後の課題を的確に把握するために、補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関する調査を実施した。あわせて借受け制度に限らず、児童への支給決定上の課題に関する調査も実施する。

B. 研究方法

1) 更生相談所アンケート調査実施概要

全国を8ブロックに分け、それぞれのブロックより抽出した更生相談所対象に、補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関するアンケート調査を

実施した。

2) 調査方法及び調査時期

2018年10月～12月の期間に、各更生相談所が事前に送付した調査票ファイル（EXCEL形式）に所定の項目を入力し、回答ファイルをみずほ情報総研株式会社宛に送付する方式で調査を実施した。

3) 調査票項目

調査票の項目は、以下のものである。

- Q1. 平成30年4月より開始された補装具の借受け制度の利用状況について
- Q2. 借受け制度導入後における課題やその対応等
- Q3. 借受け制度導入についてのその他ご意見
- Q4. 借受け制度導入を受け、補装具の種目に対する適否について
- Q5. その理由
- Q6. 借受け制度導入のメリットやデメリットについて

- Q7. 他の機関における借受け制度導入後における課題やその対応等でご存知のもの
- Q8. 他の機関における借受け制度導入のメリットやデメリットでご存知のもの
- Q9. 借受け制度導入に伴う基準額の在り方について
- Q10. 借受け制度導入の基準額の在り方についてのその他ご意見
- Q11. 借受け制度に限らず、児童への支給決定上の課題について
- Q12. その他ご意見やご要望

C. 研究結果

補装具費支給制度における借受け制度導入後の状況に関するアンケート調査について、調査票の回答データを集計・分析した結果については以下に示すとおりである。

1) 借受け制度の利用状況について

(1) 借受け制度の利用状況について

平成 30 年 4 月より補装具の借受け制度が開始されたが、4 月～12 月での借受け制度の利用状況についてをみると、回答いただいた 8 更生相談所のすべての更生相談所 (100%) で、借受け制度の利用例は 1 件も無かった (図表 2 1)。

図表 2 1 借受け制度の利用状況

借受け制度の利用有無	回答数	構成比	総利用件数
1. 利用があった	0	0%	0 件
2. 利用がなかった	8	100%	—
全体	8	100%	0 件

2) 借受け制度導入後における課題やその対応等

平成 30 年 4 月からの借受け制度導入後における課題やその対応等に関する各フェーズでの回答内容は以下のとおりである。

(1) 申請・受付時の借受け制度導入後における課題やその対応等

申請・受付フェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答は、図表 2-2 の通りである。

図表 2 2 申請・受付時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者 に起 因す る問 題等	<ul style="list-style-type: none"> ・対応可能な業者がごく一部である。 ・借受けに対応する事業者がいない。 ・借受けに対応する事業者の情報がない。 ・事業者借受け対応への体制が整っていない。 ・補装具事業者への周知が不十分であり、また、借受けに対応する事業者がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市への情報提供をお願いしている状況である。 ・今後、制度所管部署から、登録補装具事業者に対し、借受け対応が可能かの意向確認を行う予定である。 ・業者に協力依頼を行った。(ただし、対応できる業者はいない状況)
②周 知不 足に よる 問題 等	<ul style="list-style-type: none"> ・申請時の制度概要説明に慣れていない。 ・福祉事務所担当者の借受けについての情報が不足している。 ・補装具支給の実施主体である市町村への周知が不十分である。 ・児童補装具の借受けについては、療育機関への周知ができていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度所管部署作成の市民向けの案内文を活用する。 ・制度の周知を引き続き行う。 ・指針等の通知およびガイドブックを用いた説明会を行い周知した。 ・療育機関への指導権限がないので、対応できない。
③そ の他 の問 題等	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの複雑さが課題である。 ・指針では、技術的助言の過程で借受けが必要とされる場合は医師意見書を出すことになっているが、電話での助言が基本のため対応が困難である。 ・業者と市町村、業者と申請者間の契約方法が不明確である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・助言依頼の形式の事務手続きを変更した。 ・契約方法については対応できない。

(2) 支給決定時の借受け制度導入後における課題やその対応等

支給決定フェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答は、図表 2-3 の通りである。

図表 2 3 支給決定時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者起因する問題等	<ul style="list-style-type: none"> 借受けに対応する事業者がない。 	<ul style="list-style-type: none"> まずは業者に対応が可能かどうか確認をしないと、制度の適用に至っていないのが現状である。 結局購入としている。
②判断基準による問題等	<ul style="list-style-type: none"> 未経験である。 具体的な事例がなく、借受けを認める判断基準が難しい。 借受け期間終了時に向けての再判定時期の管理等判定事務の取り扱いについて。 借受けに関する判断事例がない。 借受け決定の事例が少なく、判定を行う際に苦慮する。 決定期間の判断基準が難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応マニュアルや取扱要領等の策定をするにもたつき台がない状態である。 所内での協議、処方医・事業者からの情報収集、申請者の意向や状況確認を通して検討する。 補装具費支給事務ガイドブックや他の自治体での事例を参考にする。 借受け判定に係る内規を作成した。
③その他の問題等	<ul style="list-style-type: none"> 業者や自治体、制度所管部署との調整に時間を要する。 購入部分、完成用部品の借受け部分、かつ、部品ごとに支給決定を行わなければならない等事務が煩雑になる。 進行性の疾患患者に期間限定の借受け制度を提案、紹介しにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 自治体、判定機関、制度所管部署、業者間での連携が重要である。 補装具費借受け制度管理簿を作成し、判定機関や再判定調整時期を記録している。 結局購入としている。

分類	課題	対応等
	<ul style="list-style-type: none"> 補装具費の支給が毎月必要になり、手続きが煩雑になる。 	

(3) 納品・フォロー時の借受け制度導入後における課題やその対応

納品・フォローフェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答は、図表 2-4 の通りである。

図表 2 4 納品・フォロー時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者起因する問題等	<ul style="list-style-type: none"> 借受けが対応可能な一事業者への依頼が集中し、在庫の関係で業者が難色を示し始めている。 	<ul style="list-style-type: none"> 業者としては購入時に借受けで使用したものは販売できない等厳しい状況であり、ある程度、制度での業者への補償が必要と思われる。
②メンテナンスによる問題等	<ul style="list-style-type: none"> 借受け中、借受け終了時のメンテナンスが困難ではないか。 重度障害者用意思伝達装置について、アフターフォロー等を購入と同じように行うことは困難。 借受け期間中に故障した場合、どこまで補償されるのかが不明である。 借受け期間中のメンテナンス対応や、万一の事故対応が課題である。 修理時の責任の所在が不明確で、指針の表現があいまいである。 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では具体事例はない。 対応マニュアルや取扱要領等の策定をするにもたつき台がない状態である。 短期間での利用が最も想定されやすいだけに、フォローが不可欠であり、制度での補完が必要である。 借受け契約の際の十分な説明や契約書への明示を業者に求めていく。 補装具判定の手引きに借受け期間中の修理にかかる考え方を示した。

分類	課題	対応等
③その他の問題等	<ul style="list-style-type: none"> 借受けと支給への切り替え等の進捗管理に不安がある。 借受けを行うための補装具の基準が不明確である。(最新バージョンなのか、中古品やデモ貸出品でもよいのか等) 	<ul style="list-style-type: none"> 現状では具体事例はない。

分類	主な意見
	<ul style="list-style-type: none"> は、時間を要すると思われる。 借受けから特例補装具や意思伝達装置の付属品を除いたことが、制度を使いにくい状況を作った要因となっている。特例補装具や付属品も含めた運用が可能となるよう検討して欲しい。 今回対象とならなかった車いすや電動車いすも短期間で使用困難になるケースが多く、借受けがあれば電動車いすの支給につながりやすくなる。

3) 借受け制度導入についてのその他ご意見

(1) 借受け制度導入についてのその他意見

平成 30 年 4 月からの借受け制度導入後についてのその他の意見の回答は、図表 2-5 の通りである。

図表 2 5 借受け制度導入後についてのその他の意見

分類	主な意見
①業者に ついて	<ul style="list-style-type: none"> 単価が安く業者にとっては利益にならないので、借受け対応可能な業者が増えない。 基準額が低く設定され、借受けした機器の継続が見込める制度になっていないため、協力する業者がいらない。 業者の協力が得られないことから、借受けの実績がなく本来の課題が見えてこないという状況である。
②事務処理等につ いて	<ul style="list-style-type: none"> 事務処理が煩雑である。 進捗管理に神経を使う。 借受けの判断にあたっては、来所判定と文書判定のどちらでも可能としケースバイケースで検討している。 来所判定は、判断が困難な膝継手の比較検討や評価に望ましい。 文書判定は、利便性や主治医によるその後の継続的な評価が適当。 修理時の責任の所在や取扱いが不明確である。
③その他	<ul style="list-style-type: none"> 意思伝達装置に関しては、借受け導入を図っていきたいので 1 業者からでも実施していく予定である。 国は借受け制度を軌道に乗せるために、あらゆる方策を講じる必要がある。 重度障害者用意思伝達装置や上肢装具の完成部品が、補装具の短期間の利用が想定されるとして、借受け制度の申請を促す形となっている。 借受け制度のメリットが理解され、活用されるに

4) 補装具の種目に対する適否について

(1) 義肢 (完成用部品)

義肢 (完成用部品) の適否については、「適している」が 2 更生相談所、「どちらかといえば適している」が 2 更生相談所、「どちらかといえば適していない」が 3 更生相談所、「適していない」が 0 更生相談所であった。(未回答項目もあるため、合計が 8 更生相談所にならない場合がある)

図表 2-6 義肢 (完成用部品) の適否

補装具の種目	選択肢			
	適している	どちらかとい えば適し ている	どちらかとい えば適し ていない	適してい ない
義肢 (完成用部品)	2	2	3	0

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」の理由としては、以下のとおりである。

- メーカーにはデモ用パーツがあり、事業者は借用、試行している実態がある。
- 使用実態に合わせた完成用部品の選定が可能となる。
- 高額な膝継手等は、借受けで様子を見ることが可能となる。特に高額な膝継手や足部を検討するには適していると考えられる。

(2) 装具 (完成用部品)

装具 (完成用部品) の適否については、「適している」が 0 更生相談所、「どちらかといえば適している」が 6 更生相談所、「どちらかといえば適していない」が 2 更生相談所、「適していない」が 0 更生相談所であっ

た。(未回答項目もあるため、合計が8更生相談所にならない場合がある)

図表 2-8 装具 (完成用部品) の適否

補装具の種目	選択肢			
	適している	どちらかといえ ば適している	どちらかといえ ば適していない	適して いない
装具 (完成用部品)	0	6	2	0

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」の理由としては、以下のとおりである。

- ・ 使用実態に合わせた完成用部品の選定が可能となる。
- ・ 上肢装具については、障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合に適すると考えられる。
- ・ 進行性疾患の障害者の方に対する上肢装具は進行状況によっては試用期間が短期間となることもある。
- ・ 一部装具では借受けに適したものがある。
- ・ 上肢装具については、使用期間が限られている場合は適していると考えられる。

(3) 座位保持装置 (完成用部品)

座位保持装置 (完成用部品) の適否については、「適している」が0更生相談所、「どちらかといえば適している」が2更生相談所、「どちらかといえば適していない」が3更生相談所、「適していない」が2更生相談所であった。(未回答項目もあるため、合計が8更生相談所にならない)

図表 2-9 座位保持装置 (完成用部品) の適否

補装具の種目	選択肢			
	適して いる	どちらかといえ ば適して いる	どちらかといえ ば適して いない	適して いない
座位保持装置 (完成用部品)	0	2	3	2

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」の理由としては、以下のとおりである。

- ・ 成長や障害状況の変化に合わせた対応が可能となる。
- ・ 支持部部品や継手部品を検討するには適していると考えられる。

(4) 座位保持椅子

座位保持椅子の適否については、「適している」が0更生相談所、「どちらかといえば適している」が1更生相談所、「どちらかといえば適していない」が3更生相談所、「適していない」が3更生相談所であった。(未回答項目もあるため、合計が8更生相談所にならない)

図表 2-10 座位保持椅子の適否

補装具の種目	選択肢			
	適している	どちらかといえ ば適して いる	どちらかといえ ば適して いない	適して いない
座位保持 椅子	0	1	3	3

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」理由として、「短期間で使用できなくなるケースが多い」との回答が得られた。

(5) 歩行器

歩行器の適否については、「適している」が0更生相談所、「どちらかといえば適している」が2更生相談所、「どちらかといえば適していない」が1更生相談所、「適していない」が3更生相談所であった。(未回答項目もあるため、合計が8更生相談所にならない場合がある)

図表 2-11 歩行器の適否

補装具の種目	選択肢			
	適して いる	どちらかといえ ば適して いる	どちらかといえ ば適して いない	適して いない
歩行器	0	2	1	3

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」理由としては、以下のとおりである。

- ・ 適しているもしくはどちらかといえば適している理由
- ・ 短期間で使用できなくなるケースが多い。

- ・ 成長や使用環境の変化に合わせた対応が可能となる。
- ・ 歩行器は対象が基準内のものに限られるため、特例にあたるような高額機種の使用ができない。

(6) 重度障害者用意思伝達装置（本体）

重度障害者用意思伝達装置（本体）の適否については、「適している」が3更生相談所、「どちらかといえば適している」が4更生相談所、「どちらかといえば適していない」が0更生相談所、「適していない」が0更生相談所であった。（未回答項目もあるため、合計が8更生相談所にならない場合がある）

図表 2-11 重度障害者用意思伝達装置（本体）の適否

補装具の種目	選択肢			
	適している	どちらかといえば適している	どちらかといえば適していない	適していない
重度障害者用意思伝達装置(本体)	3	4	0	0

また、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」の理由としては、以下のとおりである。

- ・ 短期間で使用できなくなることが想定できるケースがある。
- ・ 判定までに時間を要する場合が多く、支給決定までの時間短縮につなげられる。
- ・ 借受け後に有用性を確認して購入の決定を行うことで、円滑な補装具費の支給が可能となる。
- ・ 結果的に短期間の使用となった場合、費用が抑制できる。
- ・ 障害状況の変化に合わせた対応や、初導入時の機種の見極めが可能となる。
- ・ 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合に適すると考える。
- ・ 進行性の疾病に対して、借受け制度は適している可能性がある。
- ・ 進行が早く試用期間が短いことが予測され、本人も購入を躊躇する場合がある。
- ・ 使用期間に限られている場合には適していると考えられる。

5) 借受け制度導入のメリットやデメリットについて

(1) 借受け制度導入のメリットやデメリットについて

平成30年4月からの借受け制度導入を受け、借受け制度導入のメリット（図表 2-12）やデメリット（図表 2-13）に関する回答は、以下の通りである。

図表 2-12 借受け制度導入のメリット・デメリット

分類	メリット
①経済的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の支給に比して、経済的に安価になる。 ・ 障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定されることが明らかな場合、購入費用が抑制される。
②効果的側面	<ul style="list-style-type: none"> ・ 継手や支持部などの完成用部品を選択するにあたって、じっくりと検討できる。 ・ 購入に加え借受けの選択肢が増え、適切な補装具を適切な時期に使用することが可能となる。 ・ 短期間の試用が想定される場合、補装具費の効率的な支給につながる。 ・ 高機能の膝継手など就労や生活に必要な部品の決定が可能になる。 ・ 意思伝達装置については、使用効果が不明の場合に、借受けを利用することで使える状態での決定が可能となる

図表 2-13 借受け制度導入のデメリット

分類	デメリット
①事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用した製品を、次に利用する人がいるのか。 ・ 現在の借受けに係る単価が低過ぎないか。 ・ 借受けに対応する事業者がない。 ・ 制度導入から間がないため、事業者の体制が整っておらず、メンテナンスや事故対応等に不安がある。 ・ 借受け期間が短いほど、搬入出や組み立ての手間が利用者及び事業者の負担になる。
②事務・調整等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 借受けの支給事務が煩雑である。ひとつの補装具に購入と借受けが存在することで、事務手続きがさらに煩雑となる。 ・ 障害の進行に合わせた早急な対応が求められる一方、業者の調整や支給決定事務で不慣れな点もおおく、調整できるのか等の懸念がある。
③その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 高機能高価格の完成用部品を国がほぼ無制限に指定しているため、福祉にはなじまない完成用部品を希望された時の対応が困難である。

6) 他機関における借受け制度導入後の状況について
平成 30 年 4 月からの借受け制度導入後における他の更生相談所等での課題やその対応等に関する各フェーズでの回答内容を以下に示す。

(1) 申請・受付時の借受け制度導入後における課題やその対応等

申請・受付フェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答内容を以下に示す。

図表 2-14 他機関における申請・受付時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者起因する問題等	借受けに対応する事業者がいない。	他都市への情報提供をお願いしている。

(2) 支給決定時の借受け制度導入後における課題やその対応等

支給決定フェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答は、図表 2-15 の通りである。

図表 2-15 他機関における支給決定時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者起因する問題等	借受けに対応する事業者がいない。	他都市への情報提供をお願いしている。

(3) 納品・フォロー時の借受け制度導入後における課題やその対応

納品・フォローフェーズにおける、借受け制度導入後における課題やその対応等についての回答は、図表 2-16 の通りである。

図表 2-16 他機関における納品・フォロー時の借受け制度導入後における課題やその対応等

分類	課題	対応等
①事業者起因する問題等	借受けに対応する事業者がいない。	他都市への情報提供をお願いしている。

7) 他機関における借受け制度導入のメリットやデメリットについて

平成 30 年 4 月からの借受け制度導入に伴い、他の更生相談所等での借受け制度導入のメリットやデメリットについては、「リット」「デメリット」いずれについても、「他都市の例は把握できていない」との回答であった。

8) 借り受け制度導入の基準額の在り方について
平成 30 年 4 月からの借受け制度導入に伴い、基準額の在り方についての回答は以下の通りである。

(1) 借受け期間について

借受けの基礎となる算定期間としての借受け期間についての回答は、図表 2-17 の通りである。

(1) 借受け期間について

借受けの基礎となる算定期間としての借受け期間についての回答は、図表 2-17 の通りである。

図表 2-17 借受け期間についての意見

分類	主な意見
①期間に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最長 1 年～再判定を行うことにより最長 3 年までという期間は適当である。 ・ 判定結果による借受けの開始、終了、再判定という手順と手間を考えると、借受け期間は一定の長さ（半年程度）以上が望ましい。 ・ 導入されて間もないため、まずは制度上の期間で借受けを行い、必要に応じ見直しが必要。
②対応に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1～2 週間であればメーカーも無償のデモ機を貸し出してくれるので、それ以上の期間、借りたい場合に借受けで対応できれば良い。
③金額に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ヶ月当たりの基準額が良い。 ・ 同一人物が長期間の使用を想定していないことから、3 年より短い期間で減価償却ができる基準額の設定が必要。 ・ 借受けの価格は一律にすることなく、1 年間の継続が見込まれるものと 2 週間から 1 か月の借受けが見込まれるものとは、基準額に差をつける必要がある。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的な事例がなく、検証・分析できない。

(2) 補装具の借受けの基準額等について

機器本体や部品等の補装具の借受けの基準額等についての回答は、図表 2-18 の通りである。

図表 2-18 補装具の借受けの基準額等についての意見

分類	主な意見
①基準額に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在の基準額では低すぎるというのが、多くの製作者者の意見。 ・ 全体として基準額設定が安すぎる。 ・ 上肢装具の借受けについて、業者から「基準額が安過ぎる。」という意見があった。

分類	主な意見
	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険制度との比較で基準額が安価である。 種目によっては採算が合わない。(例：重度障害者用意思伝達装置本体)。 借受けの普及に当たっては、実態に合わせた基準額の見直しが必要。 借受けの基準額は妥当。 座位保持椅子の車載用の価格が他の基準価格より低く設定されている。
②手続きに関して	<ul style="list-style-type: none"> 借受けの場合は、機器本体、部品の費用に加えてメンテナンス費用が発生し、さらに事務手続きが煩雑となる。 頭部保持具が設定されていないが、座位保持椅子の車載用に必要な物である。
③補装具品に関して	<ul style="list-style-type: none"> 購入になった場合は新品を支給することになっており、業者にとっては、借受け用の製品を常にいくつか用意しておくことは、現実的に難しく、基準額では対応が困難。 支給品と同等のものを業者が所有しなければならないところが困難。 メーカーからデモとして提供された完成用部品も要件を満たせば借受けを行ってよいのでは。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事例がなく、検証・分析できない。

(3) サービス費用の必要性について

搬出入やメンテナンス、適合調整等といったサービス費用の必要性についての回答は、図表 2-19 の通りである。

図表 2-19 サービス費用の必要性についての意見

分類	主な意見
①必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> 業者にとっては必要性がある。 重度障害者用意思伝達装置について、業者より借受け時のセッティング内容や費用、アフターフォロー（交通費・人件費等も含め）、借受け期間中の故障対応について、制度でのフォローが必要。 意思伝達装置の場合、個人情報削除するために、一度すべてのデータを消去し再度インストールする必要があり、この費用の扱いの検討が必要。(業者に負担させるには無理がある)
②基準額に	<ul style="list-style-type: none"> サービス費用は、借受け基準額の中に含まれるもの。

分類	主な意見
含めるもの	
③対応事業者増につながる	<ul style="list-style-type: none"> サービス費用を設定すると、借受けに対応する事業者が増えるかもしれない。 通常出張費は、補装具費では支給されないため、利用者から費用を負担していただくか業者が自分で持つかどちらかとなっている、価格の低い借受けでは、業者が請け負いきく要因となっている。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な事例がなく、検証・分析できない。

(4) 借受け制度導入の基準額の在り方についてのその他ご意見

借受け制導入の基準額の在り方についてのその他の意見としては、「具体的な事例がなく、検証・分析できない」との回答が得られた。

9) 児童への支給決定の状況について

(1) 児童への支給決定上の課題について

児童への支給決定上の課題については、「支給決定を行う職員の専門知識に不安がある」が 8 更生相談所、「意見書内容がわかりにくい、情報が不足している」が 7 更生相談所、「補装具の具体的な構造等がイメージできない」が 3 更生相談所、「利用者の状態像が把握しにくい」が 6 更生相談所、「高額な機種種の申請時の対応に課題がある」が 5 更生相談所、「基準額が低過ぎる(特例補装具になりがち)」が 4 更生相談所、「複数支給の考え方が難しい」が 5 更生相談所、「使い分けの必要性の判断が難しい」が 4 更生相談所であった。

図表 2-20 児童への支給決定上の課題

選択肢	選択数
支給決定を行う職員の専門知識に不安がある	8
意見書内容がわかりにくい、情報が不足している	7
補装具の具体的な構造等がイメージできない	3
利用者の状態像が把握しにくい	6
高額な機種種の申請時の対応に課題がある	5
基準額が低過ぎる(特例補装具になりがち)	4
複数支給の考え方が難しい(※)	5
使い分けの必要性の判断が難しい	4

※補装具は、「原則として1種目につき1個、身体障害者・児の障害の状況を勘案し、職業又は教育上等に必要と認められた場合は、2個とすることができる。」とされており、基準上は「常用」、「作業用」として運用

することとされていますが、児童については、さらに、「心身の発育過程の特殊性を考慮すること」とされている。

また、その他の意見としては、以下のものがあつた。

- ・高額な特例補装具が児童で認められてしまい、児から者に移行したときに判定に困難が生じる事例がある。
- ・特例補装具が多い。地域の特性なのか他都市の状況が知りたい。
- ・使用環境の把握が不十分なまま処方されることがある。(例：学校と共有できていない等)

療育機関（自立支援医療機関を含む）の制度への理解ができていない。このため、生活状況にそぐわない高額な補装具が場所ごと用途ごとに複数（2台以上）支給されているケースが見受けられる。

10) その他意見・要望等

その他の意見・要望等については、図表 2-21 に示すとおりである。

図表 2-21 その他意見・要望等

分類	主な意見・要望等
①児童補装具について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童の特例補装具については真に必要な理由の記載もないままに高額な機種が支給されているが、あまり使用されずに学校や自宅に放置されている事例が散見される。 ・ 児童補装具については、基準額が低過ぎるというより、高額な製品を要望する保護者も多いことから、特例補装具になりやすい。 ・ 児童の特例補装具も当所で要否検討しており、処方機関や自治体の担当者から「生活上や教育上で真に必要な状況」があるかを聴取している。 ・ 補装具費支給事務取扱指針には、「心身の発育過程の特殊性を十分考慮しつつ、身体機能の維持、向上、日常生活の改善に寄与することが期待できる等の医学的観点から判断する」「生活環境等の諸条件を総合的に考慮する必要がある」とあるが、どこまで児童補装具としての特殊性を勘案すべきかが難しい。
②各機関の役割について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童補装具では、保健所と自立支援医療機関は更生相談所の代わりをするという位置づけである。しかし、ほとんどの療育機関が自立支援医療機関の指定を受けておらず、保健所についても補装具の意見書を書くことはない。 ・ 療育機関は、補装具の個数や特例補装具等制度につ

分類	主な意見・要望等
	<p>いての理解はなく、場所ごと用途ごとにあれば便利な補装具の意見書を書かれる。このため、市町村は福祉の限度を超えて不適切な補装具支給をせざるを得ない状況である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関である療育機関が判定機関の役割を担うことは難しいと思われる。 ・ 療育機関は医学的に補装具が適合しているかの判断は可能だが、特に行政的な判断（個数の要否、特例補装具の必要性）をすることは困難である。
③改善・検討要望について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童補装具については、医師意見書を基に市町村で判断しているが、市町村は医学的知識が少なく、法的な縛りもあるため、申請のままに決定されるケースが多く、不適切な支給の要因となっている。このことの適正化のためには、自立支援医療機関について判定機関としての役割を外すか、医学的側面に限定し、補装具の個数や特例補装具の要否については更生相談所が行政判断を含め判定することが望ましいと考える。 ・ 児童補装具の適正化のためには、療育機関（自立支援医療機関）と保健所の判定機関としての法的な位置づけを現状に則したものに改正するよう検討していただきたい。 ・ 児童補装具の意見書を記載する医師は自立支援医療機関か保健所の医師が記載するとなっていたが、現状からはかけ離れすぎた状態であり、H27年3月の指針改正で15条指定医師も可となった。これに沿ったものに障害者総合支援法を改正し、指針に規定する補装具の支給方法を再構築していただきたい。
④その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ もう1～2年ほど経ってから、アンケート調査した方がよかったのではないかと。

D. 考察

1) 借受け制度導入後の状況について

○借受け制度導入からまだ間がないためか、回答いただいた各更生相談所において借受け制度の利用実績は1件も無い。そのため、回答内容によっては実際の例ではなく今後発生し得るであろうというものも挙げられている。

○申請・受付フェーズ、支給決定フェーズ、納品・フォローフェーズの各フェーズにおいて共通して挙げられている課題は、対応事業者がいらないもしくは少ないということである。

- 申請・受付フェーズにおいては、福祉事務所担当者や自治体、療育機関等への周知が不足していることが挙げられている。その対応として、指針等の通知や説明会の実施等で引き継ぎ周知を行うとしている。ただし、関係機関によっては指導権限がないため、その対応にも限界があることも挙げられている。
- 支給決定フェーズにおいては、支給決定の判断事例がなく借受けを認める判断に苦慮していることが挙げられている。その対応として、情報収集やガイドブック等を参考にして対応マニュアルや内規作成に取り組んでいる。ただし、作成のおけるたたき台といった参考にするべきものがなく、作成するにも苦慮していることも挙げられている。
- 納品・フォローフェーズにおいては、借受け中のメンテナンスや事故対応、故障時の補償が不明確であることが挙げられている。その対応として、業者に対して借り受け契約の際の十分な説明や契約書への明示を求めている程度である。実際には、制度での補完等、制度そのものへの言及が多く挙げられている。
- 補装具の種目に対する適否として、「重度障害者用意思伝達装置（本体）」、「装具（完成用部品）」、「義肢（完成用部品）」は、「適している」もしくは「どちらかといえば適している」が過半数を占め、「歩行器」、「座位保持装置（完成用部品）」、「座位保持椅子」は、「適していない」もしくは「どちらかといえば適していない」が過半数を占めた。特に、「重度障害者用意思伝達装置（本体）」は、障害の進行により補装具の短期間の利用が想定されるケースに適すると考えられているためか、すべての更生相談所で「適している」もしくは「どちらかといえば適している」としている。
- 借受け制度導入のメリットとしては、製品の支給に比べ安価に済む、短期間利用での費用抑制といった経済的側面及び、試用できることによる適切な補装具の使用につながるといった効果的側面が挙げられている。
- 借受け制度導入のデメリットとしては、対応可能な業者がないもしくは体制が整っていないといった業者側のデメリット及び、借受けの支給事務が煩雑になる、業者や各機関の調整がかかるといった事務作業や調整作業でのデメリットが挙げられている。

2) 借受け制度導入の基準額の在り方について

- 借受け期間については、再判定を行うまでの期間については一定の期間以上が望ましいが、その期間については更生相談所によってまちまちであり、導入後必要に応じて見直すということも挙げられている。
 - 借受けの基準額等については、現行の基準額では低過ぎて種目によっては採算が合わないなど、普及のためには実態に合わせた基準額の見直しが必要ということが多く挙げられている。
 - サービス費用の必要性については、業者にとっては必要なものであるということが多く挙げられている。メンテナンスや故障対応のためにも必要であり、サービス費用を設定することで対応業者の増加も望めるのではないかとということも挙げられている。
 - 全体的に、基準額が低いことに比べてセッティングやメンテナンス、借受け用の製品の在庫確保（購入時は新品を支給することとなっている）等を借受け制度に対応可能な業者が少ない要因として多く挙げられている。
- ## 3) 他機関における借受け制度導入後の状況について
- 他機関における借受け制度導入後の状況については、借受けに対応する事業者がないといったことから、他都市の機関での借受け利用例は把握できていないと挙げられている。
 - 他機関における借受け制度導入後のメリットやデメリットについても、同様に把握できていないと挙げられている。
- ## 4) 児童への支給決定の状況について
- 児童への支給決定上の課題について、「支給決定を行う職員の専門知識に不安がある」、「意見書内容がわかりにくい、情報が不足している」、「利用者の状態像が把握しにくい」、「高額な機種 of 申請時の対応に課題がある」といったものが、半数を超える更生相談所から挙げられている。
 - 児童補装具については、高額な機種 of 支給がされているがあまり使用されていないケースや高額な製品の要望が多く特例装具になりやすいといったケースが挙げられており、どこまで児童補装具としての特殊性を勘案すべきか苦慮していることが挙げられている。
 - 各機関の役割として、療育機関は用途ごとに便利な補装具の意見書を書かれるが、それによって自治体

は福祉の限度を超えた支給をせざるを得ないケースや医学的に補装具が適合している判断はできるが行政的な判断には不向きであるケースが挙げられており、医療機関である療育機関が判定機関の役割を担うことの難しさが挙げられている。

○改善・検討要望として、医療機関は医学的側面の判定に限定し補装具の個数や特例補装具の要否判定を更生相談所が行うことが望ましいのではということが挙げられている。また、適正化のために医療機関と保健所の判定機関としての法的位置づけを、現状に則したものに検討していただきたいということも挙げられている。

E. 結論

補装具の借受け制度は、利用者の「成長や病気の進行に伴う短期交換・利用を想定しており」機器の効果的な利用を促進するとともに、とともに導入後に不具合時の費用未発生、複数の利用者に活用できる事で廃棄数の減少、利用者や福祉用具を給付する自治体にとって経済的にも環境に優しい制度として考えられている。

しかし、補装具製作事業者、メーカー、販売店にとっては、下記の課題に対する方策がまだ見いだせていないのが現状である。

- ・貸与品を確保・保有する場合、採算がとれず、供給ができない可能性がある。
- ・補装具は個別性が高く、仕入原価や稼働率等から、単純に貸与価格を算出することは困難
- ・貸与に係る業務負担から生じるコスト（人件費・移動費用等）について、想定しづらく貸与価格の算定が難しい。貸与として独立採算がとれる仕組みにすべきではないか。
- ・原価の回収期間については、概ね1年～2年以内とされた。特に移動用具やモーター等を有する用具については、陳腐化の進行が早く通常の耐用年数までもたない可能性がある。
- ・消毒や保管に要する費用などのコスト負担。
- ・借受の回収品の再利用基準
- ・その他

補装具費支給制度への借受け導入は、平成30年4月から導入され多制度であるため、その多くは、新品であると考えられるが、今後、借受品を回収したいいわゆる中古補装具の扱いについての検討が必要となってくるであろう。たとえば試用を目的とした場合は借受回収品を優先的に使う。借受回収品を使用する場合は

月額費用を減額する等

全体的に、まだ借受け制度導入後間もない状況であり利用例も乏しいことから、同様のアンケート調査を今後数年間継続的に行い、課題の把握とその対応案等を検討する必要がある。

図表 3-1 貸与のメリットとデメリット

	利用者	事業者
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・身体状態の変化に応じて交換可能 ・必要な期間のみの利用が可能 ・高機能・高価な商品でも利用可能 ・メンテナンス、修理、交換が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・長期間の使用は利益が出る ・顧客とのコミュニケーションが増え、依頼が増える。
	<ul style="list-style-type: none"> ・特に身体状況が安定しない導入時には、頻繁な商品効果が発生する。販売での対応は困難である。 ・通常使用による発生した故障、部品交換費用がかからない、導入後に不具合時の費用未発生、複数の利用者に活用できる事で廃棄数の減少、環境に優しい。 	
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・長改期間に同一商品の利用だと結果的には費用がかさむ造やオーダーが行えない ・改造やオーダーが行えない 	<ul style="list-style-type: none"> ・商品の在庫が増える ・短期間の使用の場合には、採算が取れない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・利用が長期になり且つ、メンテナンスが不要となった場合には、費用負担増につながる。 ・とりわけ障害者の場合、取扱種目やサイズ、オプション管理は高齢者との比較では増える可能性が高いと思われる。 	

図表 3-2 新品レンタルと中古レンタルの利点・欠点

	メリット	デメリット
新品の レンタル	安心清潔であること。 中古に比べれば不具合が起こる可能性も格段に低い。	価格が中古より高い
中古品の レンタル	新品より安く利用できる。	人が使用した物には触れることができないという綺麗好きの方は利用が困難。 実際に使用するとすぐ壊れたり、何らかの不具合が発生するリスクは新品より高い